

第 2 次南風原町地域福祉推進計画策定資料

策定委員会用

(第 2 次計画策定の概要について)

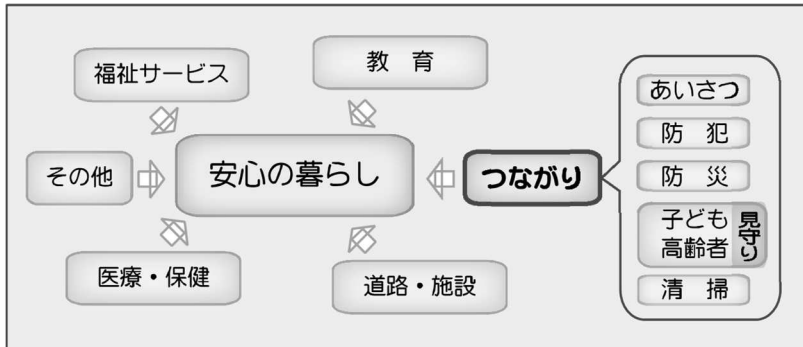
目次

I	地域福祉とは・・・隣近所の「つながり」や「支え合い」	1
II	地域福祉計画と他計画との関係	2
III	策定にあたって	3
1.	声の把握等	3
(1)	アンケート調査（南風原町の地域福祉(活動)計画に関するアンケート調査）	3
(2)	住民会議	4
(3)	自治会・民生委員の声の把握	4
2.	第1次計画の評価（内部評価と評価委員会より）	5
(1)	数値目標	5
(2)	平成29年度評価委員会で提起された課題と取組状況	8
(3)	平成29年度評価委員会で提起された課題の第二次計画への反映状況	11
(4)	平成30年度評価委員会より	12
IV	第1次計画の施策体系	13
V	第2次計画の基本的な考え方について	14
1.	基本理念について	14
2.	基本目標について	14
VI	新たに盛り込む内容について 一国の考え方より	15
1.	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）（必須）	15
2.	生活困窮世帯の自立支援策（必須）	15
3.	子どもの貧困に関する対策（必須）	15
4.	社会福祉法人の地域における公益的な取り組み促進（地域貢献）	15
5.	子ども家庭総合支援拠点の設置【母子保健包括支援センター（子育て世代包括支援センター）含む】	16
VII	地域福祉計画に盛り込むべき事項について 一策定ガイドラインより	18
1.	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	18
2.	地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	18
3.	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	19
4.	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	19
5.	包括的な支援体制の整備に関する事項	19
VIII	第2次計画での施策の削除項目案・重視項目案等について	20
1.	削除項目案	20
2.	重視項目案	20
3.	項目の統合案	20
4.	計画の点検・評価しやすさの重視	20

I 地域福祉とは・・・隣近所の「つながり」や「支え合い」

「つながり」・「支え合い」とは、例えば…

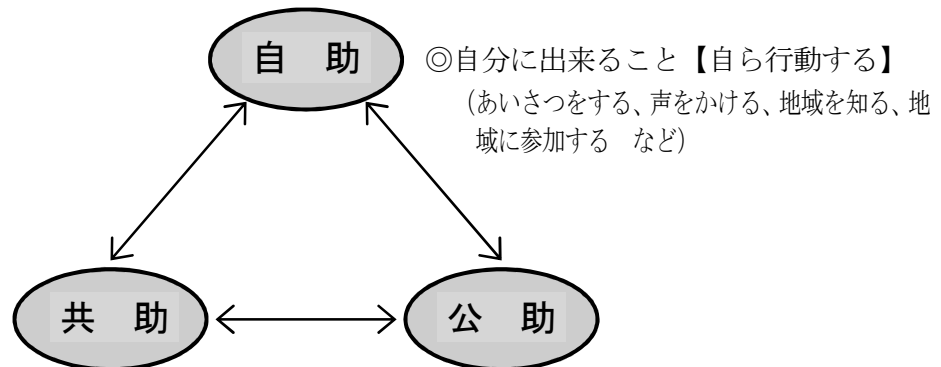
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りや声かけ
- ・災害時の助け合い、自力では避難できない人の支援
- ・防犯のため地域の見回り、不審者がいたらみんなに知らせる
- ・地域清掃や行事などとおして、つながりを深め、お互いを把握する など



地域で安心して暮らすためには、「つながり」も大切!

1. 隣近所など身近な地域での「支え合い・つながり」を広げる。
2. 町は住民が安心して暮らせるように「支援をする」。

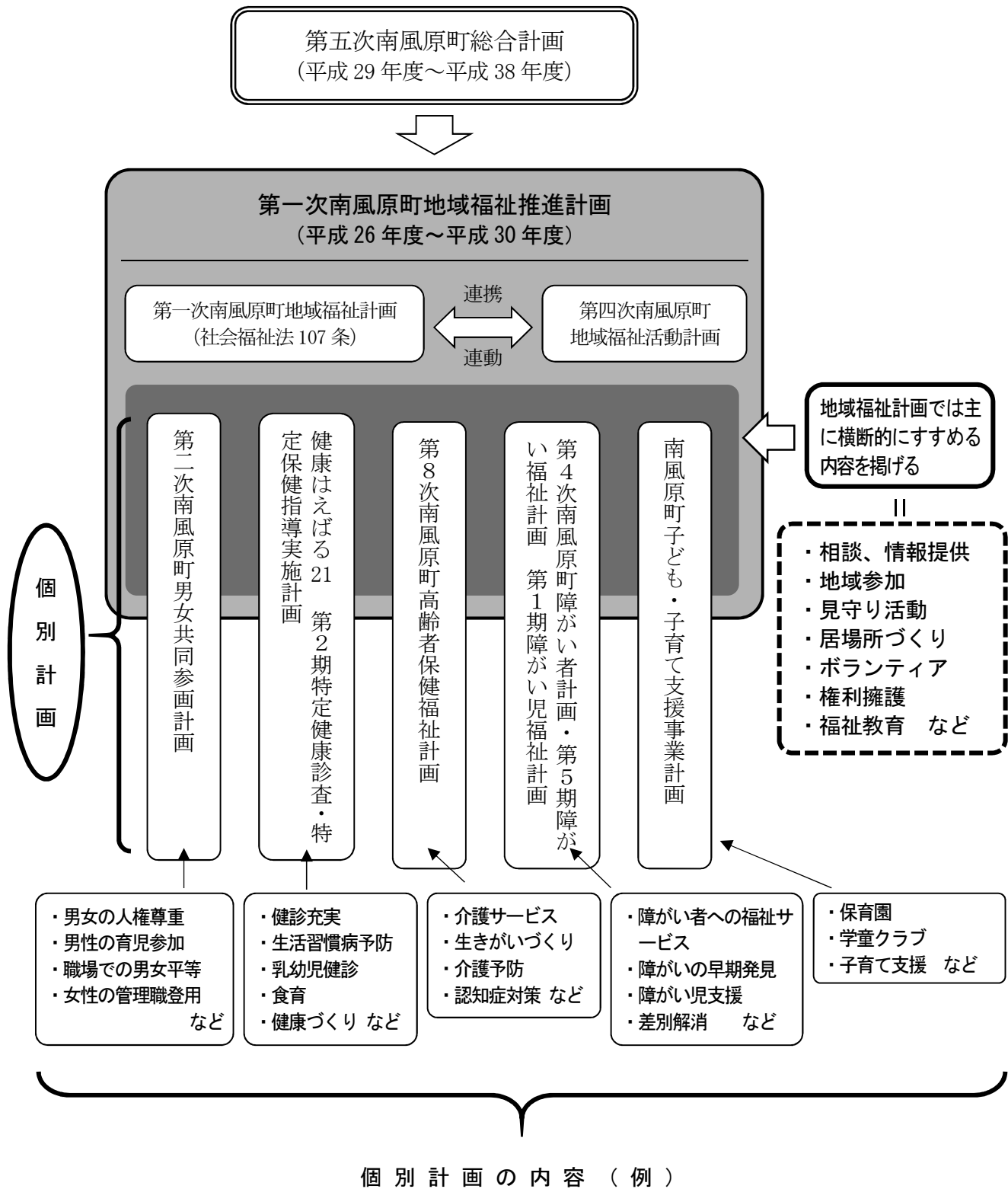
「自分たちに出来ること」、「町が支援すること」の役割を示し、みんなで安心して暮らせる地域を作っていこうというものです。



◎地域で出来ること【支え合い】
(交流、見守り・安否確認活動、防犯の見回り
自主防災組織、近隣で困っている人への支援
など)

◎町に出来ること【行政等の支援】
(福祉サービスの給付、制度の利用支援、法制度等
の情報提供、地域団体の活動支援 など)

II 地域福祉計画と他計画との関係



Ⅲ 策定にあたって

1. 声の把握等

(1) アンケート調査（南風原町の地域福祉（活動）計画に関するアンケート調査）

①調査の目的

- ・第2次計画を策定するに当たり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施した。

②調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。（平成30年6月5日時点）

③調査方法

- ・郵送による配布・回収

④調査期間

- ・平成30年6月28日～平成30年7月18日

⑤回収率

- ・発送数：3,100件 回収数：1,035件 回収率：33.4%

⑥設問

- ・基本的なことについて（地区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住ごこち、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法、広報紙等について など）
- ・ボランティアについて（ボランティア活動への参加状況、理由、参加意向 など）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）

(2) 住民会議

- ・ちむぐるプラン(町地域福祉推進計画)住民会議を開催し、地域福祉に関する「学びの場」の提供を行っている。また、毎回、会の終了後に参加者からの意見を提出してもらい、施策検討の資料としている。

第1回目	6月7日(木)	南風原町地域福祉計画の説明と流れ	19時/役場庁議室
第2回目	6月20日(水)	民生委員と地域福祉	19時/役場庁議室
第3回目	7月12日(木)	字・自治会の活性化と地域福祉活動	19時/役場庁議室
第4回目	7月26日(木)	安心生活と権利擁護	19時/役場庁議室
第5回目	8月16日(木)	福祉教育とボランティア推進	19時/役場庁議室
第6回目	8月20日(月)	特別講演「沖縄の夜のまち 現実と向き合う」 講師：上間陽子教授(琉球大学)	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時
第7回目	8月29日(水)	障がい者の雇用と社会参加	19時/役場庁議室
第8回目	9月6日(木)	子どもの孤立と居場所づくり ～報告「子ども元気ROOM」と「放課後ルーム」～	19時/役場庁議室
第9回目	9月20日(木)	小学生からの性教育 ～自分を大切にすることを学ぶために～	19時/役場庁議室
第10回目	9月23日(日)	講演会「社会的孤立対策について」 講師：勝部麗子氏(豊中市社協)	ちむぐる館
第11回目	10月12日(金)	特別講演「沖縄にふさわしい交通まちづくり を考える」～フランスの事例を参考として～ 講師：ヴァンソン藤井由実	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時

(3) 自治会・民生委員の声の把握

- ・地域福祉の推進において重要な担い手である字・自治会区長や民生委員・児童委員の声を把握するため、小アンケートを行った。(区長、民生委員児童委員全員を対象)

2. 第1次計画の評価（内部評価と評価委員会より）

(1) 数値目標

① 町民意識調査結果による指標の達成状況

第1次計画では町民意識調査結果から把握する指標を8項目掲げていた。今回の調査結果（平成30年度実施）は、ほとんどの項目で平成25年度の現状値から僅かに下がっているが、概ね変化なく横ばいと捉えられる。

達成はしていないが平成25年度時点より上がった項目は、「町の広報紙の世帯配布率（毎月）」、「社協の広報紙の世帯配布率（毎月）」であった。

反対に、下がった項目は、「福祉に非常に関心がある」、「ボランティア活動に参加した割合」、「相談窓口（相談員）を利用した」、「近所づきあい」、「昔からあった互いに支え合うという意識」であった。

なお、今回の町民意識調査では、町内居住年数30年以上の人の割合が前回調査時点より減少した。そして5年未満の市内居住者が増加している。「若い世代」、「アパート世帯」、「居住年数が短い人」は、自治会加入や地域福祉活動に消極的な傾向が見られる。居住年数が短い人が増えた＝アパート世帯や若い世代が増えたことにつながり、地域福祉に積極的な声が減った一つの要因にもなっていると考えられる。

② 取り組みの実績による指標の達成状況

第1次計画では、取り組み実績から把握する指標も22項目掲げていた。今回の調査結果は、多くの項目で平成25年度の現状値より29年度実績が上回っており、取り組みは推進されていることがわかる。しかし、第2次計画で掲げていた目標値を達しているのは「支えあうまちづくり事業（個別ネットワーク）」、「職員等による出前講座の実施」、「まちづくりサポートセンター提供会員」、「日常的金銭管理支援事業（利用世帯）」、「一般高齢介護予防通所事業（地域型）（ミニデイサービス）」、「特定保健指導実施率」の6項目だけであり、推進はされているが目標まで届いていない指標が多くなっている。

達成はしていないが平成25年度時点より上がった項目は、「民生委員・児童委員の充足率」、「声の広報等発行事業（利用者）」、「高齢者外出支援事業（実利用者）」、「ふれあいコールサービス事業（実利用者）」、「軽度生活支援事業（実利用者）」であった。

反対に、下がった項目は「自治会加入率」、「地域福祉懇談会」、「栄養改善事業（実利用者）」、「高齢者健康づくり推進事業」、「特定健康診査受診率」であった。

そのほか、「小地域福祉ネットワーク組織」、「子育てサロン」、「福祉教育連絡会」、「日常生活自立支援事業（利用世帯）」、「防災訓練」、「災害ボランティアセンター設置訓練」の項目については25年度から変わりがなかった。

地域福祉の推進において重要である自治会加入や民生委員児童委員の定数確保に課題があり、第2次計画を作るにあたってはこれらの課題解決に向けた取り組みを検討する必要がある。

・アンケート調査結果による指標一覧

	評価指標	平成 25年度 時点	目標値	現状値	項目	前回調 査項目 (設問)	今回調 査項目 (設問)
			平成 30年度	平成 30年度			
1	近所づきあいが減っている	53.2%	45.0%	50.2%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	問43内	問43内
2	住みよいまちづくりを話し合う 機会に参加したい	50.3%	60.0%	35.2%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	問44	問44
3	昔からあった互いに支え合うと いう意識が弱くなっている	35.6%	25.6%	28.9%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	問43内	問43内
4	福祉に非常に関心がある	15.4%	30.0%	11.4%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚	問24	問31
5	ボランティア活動に参加した割合	36.5%	40.0%	31.8%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (4)ボランティア活動の推進・関係団体等への支援	問34	問36
6	相談窓口(相談員)を利用した	26.8%	50.0%	24.4%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづく り (1)相談支援の充実	問21	問28
7	町の広報紙の世帯配布率(毎月)	77.7%	88.0%	78.9%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづく り (2)情報提供の充実	問29	問34
8	社協の広報紙の世帯配布率(毎月)	55.9%	77.0%	59.2%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづく り (2)情報提供の充実	問29	問34

※[2]は今回「学び合う機会」として聞いている。

・取り組みの実績による指標一覧

	評価指標	平成 25年度 時点	目標値	現状値	項目	指標根拠	担当課
			平成 30年度	平成 29年度			
1	自治会加入率	53.2% (H23年度)	70.0%	44.76%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	町実績	総務課 社協
2	地域福祉懇談会	5地区	7地区	3地区	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進	社協実績	社協
3	小地域福祉ネットワーク組織	16地区	17地区	16地区	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	社協実績	社協
4	子育てサロン	6箇所	7箇所	6箇所	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	社協実績	社協
5	支えあうまちづくり事業 (個別ネットワーク)	20ネット	200ネット	H28-296 ネット H29-未調査	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	社協実績	社協
6	福祉教育連絡会	1回	3回	1回	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚	社協実績	学校教育課 社協
7	職員等による出前講座の実施	3回	6回	13回	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚	社協実績	社協
8	民生委員・児童委員の充足率	77.3%	100.0%	78.8%	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (4)ボランティア活動の推進・関係団体等への支援	町実績	こども課 社協
9	まちづくりサポートセンター 提供会員	80人	100人	124人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづく り (1)相談支援の充実	社協実績	社協
10	声の広報等発行事業(利用者)	15人	25人	17人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづく り (2)情報提供の充実	社協実績	保健福祉課 社協

	評価指標	平成 25年度 時点	目標値 平成 30年度	現状値 平成 29年度	項目	指標根拠	担当課
11	栄養改善事業(実利用者)	45人	60人	42人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
12	高齢者外出支援事業(実利用者)	通院10人 サロン30人	通院20人 サロン40人	通院16人 サロン42人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
13	ふれあいコールサービス事業 (実利用者)	10人	25人	16人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
14	軽度生活支援事業(実利用者)	12人	15人	13人	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (3)福祉サービスの向上	社協実績	保健福祉課 社協
15	日常生活自立支援事業(利用 世帯)	1世帯	5世帯	1世帯	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (5)権利擁護の充実	社協実績	社協
16	日常的金銭管理支援事業(利 用世帯)	10世帯	20世帯	29世帯	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (5)権利擁護の充実	社協実績	社協
17	一般高齢介護予防通所事業 (地域型)(ミニデイサービス)	16箇所 410人 (実人数) (H24年度)	17箇所 480人 (実人数)	17箇所 489人 (実人数)	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	社協実績	保健福祉課 社協
18	高齢者健康づくり推進事業	3回/週 243人 (実人数) (H24年度)	5回/週 360人 (実人数)	3回/週 122人 (実人数)	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	社協実績	社協
19	特定健康診査受診率	44.9% (H24年度)	60.0%	38.3%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	町実績	国保年金課 保健福祉課
20	特定保健指導実施率	62.4% (H24年度)	65.0%	70%	基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	町実績	国保年金課 保健福祉課
21	防災訓練	0回	1回	0回	基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (4)防災対策の推進	町実績	総務課
22	災害ボランティアセンター設 置訓練	0回	1回	0回	基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (4)防災対策の推進	社協実績	社協

※19・・特定健康診査受診率 (H30.4月末現在 38.3% 最終確定は10月に出る)
(H28年度は43.9%)

(2) 平成 29 年度評価委員会で提起された課題と取組状況

○本計画は、毎年、評価委員会(外部委員)による各施策の点検・評価を行っている。平成 29 年度に開催された評価委員会では、以下のような点が指摘された。このような課題も踏まえながら第 2 次計画の施策を検討していく必要がある。

①ボランティアセンターの充実と福祉教育の振興について（福祉教育推進基本方針等）

項 目	H30 の状況や方向性
(1) ボランティアセンター運営委員会の設置について ○社会福祉協議会に設置されている「ボランティアセンター」の運営について協議する「ボランティア運営委員会」が長く開催されず機能していない。	・平成 29 年 9 月に設置。10 名の委員(福祉・ボランティア団体のメンバーで構成)と協働でボランティアセンターの事業企画・運営を行い、活性化を図っている。
(2) プラットフォームの開催について ○ボランティア活動について、プラットフォーム型での展開が全国的に広がっており、こういった視点での取り組みも検討が必要である。	・ボランティアセンター運営委員を中心に、各種福祉・ボランティア団体等を広く呼びかけ、ボランティアプラットフォームを 8 月に開催。団体同士(個人)の交流とつながりを目的に、定期的に開催予定。
(3) 福祉教育連絡会の開催 ○教育委員会と学校、社会福祉協議会が連携して福祉教育を行っている。連絡会は年 1 回開催されているがあまり機能していない。	・平成 30 年からは、年 2 回開催し、福祉教育推進事業への共通認識(社協と学校間)を図る。
(4) 福祉教育研究会の開催 ○福祉教育研究会も設置されており、「福祉教育推進基本方針」の検討などを行ってきた。	・必要に応じて開催を検討する。
(5) 福祉教育実践報告会の開催 ○「福祉教育実践報告会」が平成 29 年度は実施されていない。	・平成 30 年度、2 月頃開催予定。町内保育所 1 カ所、小学校 1 カ所、地域 1 カ所の発表(報告)を予定。

※「プラットフォーム」：列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近では「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、それらの枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

②小地域福祉活動の振興

項 目	H30 の状況や方向性
(1) 小地域福祉推進組織(推進地区) 小地域ネットワーク ○町内ほとんどの自治会で組織化されている。もう少し自治会を含めての活動組織にできないものか。	・16 カ所の小地域福祉ネットワーク活動の支援を積極的に行うと共に、未設置地域への発足調整を行う。
(2) 福祉協力員 ○地域福祉の人材である「福祉協力員」について、もっと活用できるように検討する必要がある。	・現在、8 地区で福祉協力員が委嘱されており、さらに平成 30 年度は宮平地区で委嘱予定。あわせて、活動支援を積極的に行う
(3) 見守りネットワーク ○一人暮らし高齢者等に対する地域の見守りネットワークを広げる必要がある。	・見守り世帯(気になる世帯)について、福祉協力員連絡会等で、マップ作り等を通して状況把握と情報共有が継続的に実施できるよう支援する。
(4) 社会的孤立化対策モデル事業について ○社協では県の「社会的孤立化対策モデル事業」の取り組みを行っている。	・平成 30 年度がモデル指定の最終年度となる。3 年間で地域における支え合い活動を推進することができたが、今後も状況に

	応じて実施する必要がある。(地域づくり推進委員会、福祉協力員の育成、企業との見守り協定など)。
--	---

③地域包括ケアシステムの構築（2025年）※1

項 目	H30 の状況や方向性
(1)5年、10年後の南風原町の状況判断 ○高齢者人口や一人暮らし高齢者、介護サービスの利用状況などについて、将来像を分析し、地域の実情に応じた地域包括ケアを推進する必要がある。	・検討中。高齢者保健福祉計画策定の際には、介護保険広域連合と連携し、地域把握や将来推計を行っている。
(2)日常生活圏域(介護保険における圏域)の設定をどうするか。 ○介護保険では日常生活圏域(歩いて行動できる範囲・中学校区等)を設定し、その圏域の中で地域密着型サービス等を展開することが示されている。	・検討中。高齢者福祉計画や介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画の中で、検討と調整を行う。
(3)小地域推進組織(自治会区)、及び中継域の推進組織の設置 ○自治会を単位とした協議体のほか、中継域にあたる圏域での協議体設置についての検討が必要である。	・検討中。高齢者福祉計画や介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画の中で、検討と調整を行う。
(4)生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員等の連携 ※2 ○「生活支援コーディネーター」(高齢者の地域における生活支援体制を作る調整役)と「認知症地域支援推進員」(認知症の方やその家族支援、認知症についての周知・理解促進活動を行う)が連携した認知症対策。	・地域ケア会議(月1回開催)において、連携を図っている。
(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※3 ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、これまでの関係機関連携の強化を図るため、保健・医療・福祉関係者等による協議体設置を目標としている。	・保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成32年に設置予定。

※1 「地域包括ケアシステムの構築」：高齢者福祉(介護保険事業)の分野で、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる2025年に向けて、一人ひとりの高齢者を「サービス提供」などの一元的な角度から支えるのではなく、「介護・予防・住まい・医療・生活支援」といった多分野が包括的にかかわり支援していくことで、元気な高齢者・介護が必要な高齢者を支えていくシステムを構築しようというもの。

※2 介護保険の「生活支援体制整備事業」(地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実)においては、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置(高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした情報共有・連携の場)が求められている。

※3 障害福祉の分野においては、障がい者が地域で共に生活する「共生社会の実現」のために、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加(就労)・地域の助け合いによる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すよう国から示されている。

④災害時要援護者支援（災害時要援護者避難計画策定）

項 目	H30 の状況や方向性
(1) 災害時要援護者の登録 ○災害発生時に一人では避難することが難しい災害時要援護者（避難行動要支援者）を把握し、一人ひとりにどのような避難支援を行うか個別計画作成を行っていく必要がある。	・登録は実施している。医療的ケアが必要な障がい児から個別計画作成を始めている。
(2) 関係機関団体との情報共有はどのように行うか ○情報共有をどのようにするか検討が必要である。	・南風原町社会福祉協議会、沖縄県南部福祉事務所と情報共有の会議を行っている。
(3) 支援者の確保と支援体制の構築 ○災害時要援護者が避難するためには避難の「支援者」が不可欠なため、支援者の確保、支援体制の構築が必要である。	・検討中。
(4) 要支援者の確認と避難訓練実施（夜間の実施も含め） ○災害時要援護者も含めた避難訓練を行い、実践対応における課題把握などが必要である。	・検討中。
(5) 災害ボランティアセンターの取り組み ○社会福祉協議会で設置する「災害ボランティアセンター」について、マニュアルを作成するほか、実践的な訓練を行っていく必要がある。	・防災訓練が実施できるよう町担当課と社協が連携・調整を図るとともに、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しについて検討する。地域での防災意識向上に努める。
(6) 避難所と福祉避難所の確保（福祉施設等と協定書の締結） ○避難所の確保のほか、要介護者等のための「福祉避難所」の確保が必要である。	・【保健福祉課】平成 30 年度内に沖縄第一病院、南部徳洲会病院と医療的ケアが必要な要配慮者の受入のための協定を締結予定。 ・【こども課】平成 30 年 9 月中に町内認可保育園全園と協定書を締結予定。
(7) 町民の意識改革と情報提供 ○災害に対する町民の意識を高めるため、災害や避難についての情報提供が必要である。	・現在、「ちむぐるプラン住民会議」を開催し、意識改革（気づきと学び合い）、情報提供を行っており、平成 31 年度以降も継続的に学びの場の設定を検討している。

⑤コミュニティソーシャルワーカーの配置と専門性

・町内にコミュニティソーシャルワーカーを 8 名(各小学校区に 2 名ずつ)配置しており、アウトリーチによる地域の福祉ニーズの把握及び、地域や関係機関連携による相談援助の充実が図られてきた。今後も、地域に密着した活動が継続的に実施できるよう、8 名体制の維持が必要不可欠である。

⑥社会福祉法人の地域における公益的活動の取り組み

項 目	H30 の状況や方向性
○社会福祉法人に地域における公益的活動が義務付けられ、地域福祉活動等への参加が期待される。	・社協(社会福祉法人)で把握している地域の課題・ニーズ等を集約して、他の社会福祉法人が地域に必要な公益的活動ができるよう情報提供を行う。

(3) 平成 29 年度評価委員会で提起された課題の第二次計画への反映状況

提起された課題（第一次計画での項目）	第二次計画への反映（施策番号）	備考
基本目標 1：共に支え合えるまちづくり		
1. ボランティアセンターの充実と福祉教育の振興について		
(1) ボランティアセンター運営委員会の設置について	社協 1－(5)③	
(2) プラットフォームの開催について	社協 1－(5)②	
(3) 福祉教育連絡会の開催	1－(4)①イ)	
(4) 福祉教育研究会の開催 学校における総合的な学習の時間、福祉教育プログラム等への 人材派遣		
(5) 福祉教育実践報告会の開催	1－(4)①ウ)	
2. 小地域福祉活動の振興		
(1) 小地域福祉推進組織（推進地区） 小地域ネットワーク	1－(2)②	
(2) 福祉協力員	1－(1)⑤ア)	
(3) 見守りネットワーク	1－(1)③	
(4) 社会的孤立化対策モデル事業の取り組みについて	1－(1)③、⑤ ア)、(2)①ウ)	見守り、福祉協力員、地 域づくり推進委員会で 対応
基本目標 2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり		
3. 地域包括ケアシステムの構築（2025 年）		
(1) 5 年、10 年後の南風原町の状況判断 人口、特に乳幼児、高齢者問題		町高齢者保健福祉計画 で対応
(2) 日常生活圏域の設定をどうするか。 （地域福祉計画の中圏域は中学校区）		町高齢者保健福祉計画 で対応
(3) 小地域推進組織（自治会区）、及び中継域の推進組織の設置		町高齢者保健福祉計画 で対応
(4) 生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員等の 連携		町高齢者保健福祉計画 で対応 （地域ケア会議で）
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（2017. 2）	2－(3)③イ)	町障害福祉計画で対応
基本目標 3：安心・安全な人にやさしいまちづくり		
4. 災害時要援護者支援（災害時要援護者避難計画策定）～実際に機能させるために～		
(1) 災害時要援護者の登録	3－(2)③	
(2) 関係機関団体との情報共有はどのように行うか	3－(2)③	
(3) 支援者の確保と支援体制の構築	3－(2)③	
(4) 要支援者の確認と避難訓練実施（夜間の実施も含めて）	社協 3－(2)③	
(5) 災害ボランティアセンターの取り組み	社協 3－(2)①	
(6) 避難所と福祉避難所の確保（福祉施設等と協定書の締結）	3－(2)⑤	
(7) 町民の意識改革と情報提供	3－(2)①	
5. コミュニティソーシャルワーカーの配置と専門性		
6. 社会福祉法人の地域における公益的活動の取り組み	1－(1)⑥	

(4) 平成 30 年度評価委員会より

○平成 30 年度の評価委員会は、第 1 回が 8 月 22 日に開催された。会議では、以下のような疑義・意見が出された。このような点も踏まえて第 2 次計画案を作成している。

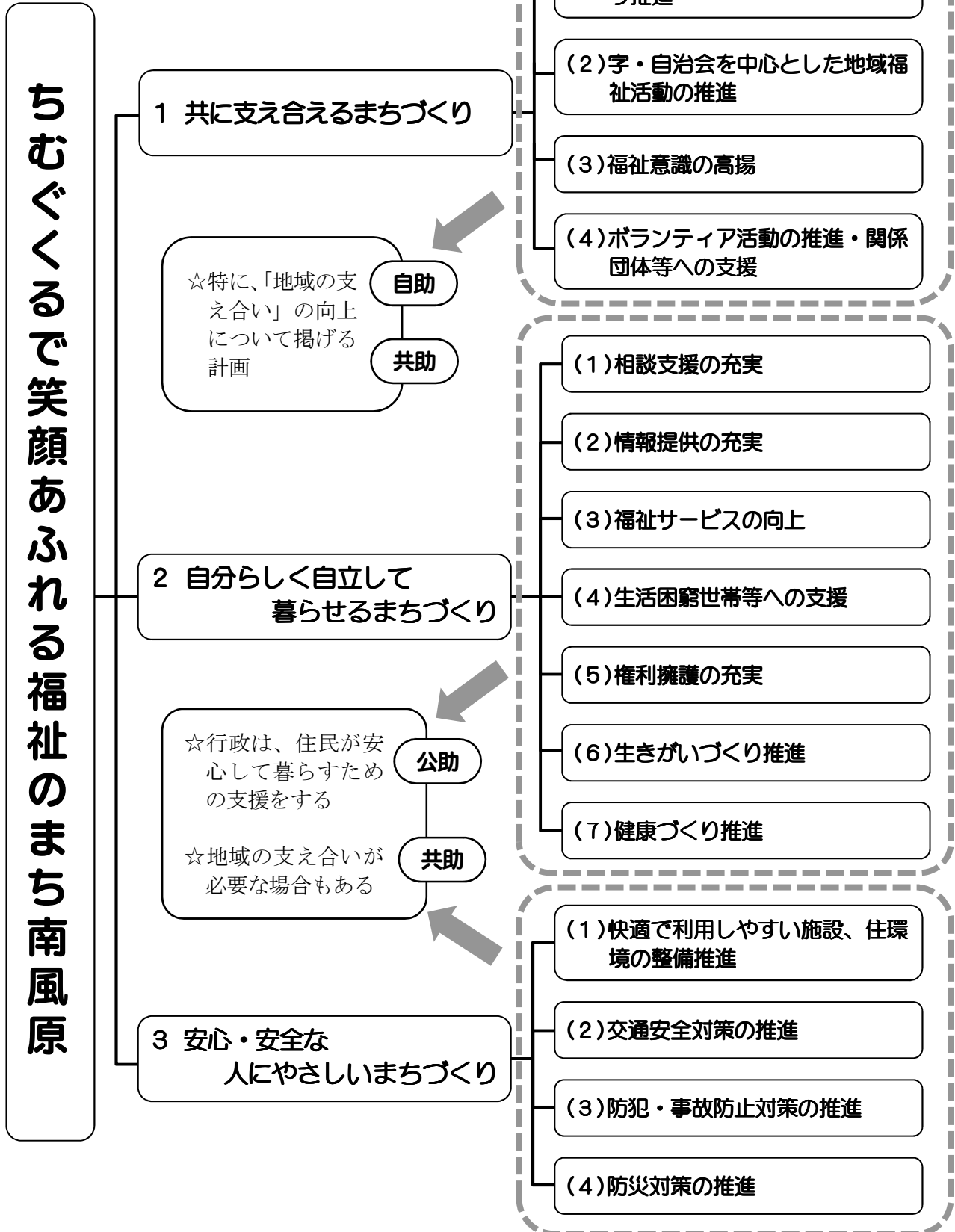
課 題	第二次計画への 反映 (施策番号)	備 考
【防災対策関連】		
●災害に関する情報発信		
・「災害マップ」の住民全世帯への再配布が必要ではないか	3-(2)①	転入世帯には新たに配布している
●災害時の支援体制		
・自主防災組織の結成	3-(2)②	H30 で 3 か所結成
・水や食料の備蓄 (町、各字・自治会)	3-(2)①	賞味期限が切れた後、水の補充
・災害ボランティアセンター	社協 3-(2)①	社協の災害対応マニュアルに基づいて運営
・防災訓練も必要である	社協 3-(2)②	9 月に実施
・災害時は共助による地域力が大事である	3-(2)①	
●避難行動要支援者への支援対策		
・避難行動要支援者の定義について	3-(2)③	全体計画で示されている。
・福祉避難所	3-(2)⑤	今後、医療機関と協定を結ぶ予定
【小地域福祉ネットワーク関連】		
●小地域福祉ネットワークの状況		
・結成状況	1-(2)②イ) 社協 1-(2)②イ)	19 か所のうち 16 か所で実施
・活動状況	1-(2)②ア)ウ) 社協 1-(2)②ア)ウ)	サロン活動は充実。見守り・生活支援などはまだできていない
●コミュニティソーシャルワーカー		
・体制は？	社協 1-(2)③ア)	嘱託で 8 名配置
・専門性に地域差はないか。	社協 1-(2)③ア)	各地区に配置している担当の専門性は同レベル
・正規職員での配置が好ましい	社協 1-(2)③ア)	身分の保障が必要。嘱託職員が辞めて他市町村の正規職員になってしまうことも。
●推進組織について (地域づくり推進委員会等)		
・小地域の推進組織が必要。現状は？ ・先進地を視察してはどうか	1-(2)①ウ) 社協 1-(2)①ア)	モデル事業で 8 か所。委員会を設置して話し合う場を設けているが機能していない
【子どもの貧困・孤立対策関連】		
・学習支援の状況、元気 ROOM は継続するか	2-(4)④ア)イ)エ)	元気 ROOM は 3 年目。今後も実施したい。さらに、児童館を活用した支援もしたい 県予算の無料塾も実施している

IV 第1次計画の施策体系

基本理念

基本目標

基本施策



V 第2次計画の基本的な考え方について

1. 基本理念について

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

○基本理念とは町の将来の「理想の姿」を示すものであり、計画見直しの都度変更するものではない。前回策定時に行った住民ワークショップでは「笑顔」が共通するキーワードとなった。笑顔あふれる福祉のまちの実現を目指した前回の理念を第2次計画でも継続して掲げていきたい。

2. 基本目標について

- ・第2次計画では以下の3つの基本目標が掲げられている。

基本目標1：共に支え合えるまちづくり

基本目標2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり

基本目標3：安全・安心な人にやさしいまちづくり

- ・「基本目標」は、町の地域福祉の将来像（基本理念）を実現するために設定する分野別の「到達点」であり、第1次計画の場合、掲げられている3つの基本目標を達成することが、地域福祉の将来像の実現につながるという考え方になる。
- ・第2次計画については、基本理念を継続して掲げるとともに、「基本目標」についても「共に支え合えるまちづくり」、「自分らしく自立して暮らせるまちづくり」、「安全・安心な人にやさしいまちづくり」の3つの目標設定で進めている。（若干の文言修正はあり得る）
- ・国の目指す「共生社会の実現」に関しては、「共に支え合える」ことや「自分らしく自立して暮らせるまちづくり」の中で示していく。また、包括的な支援体制という面については、「自分らしく自立して暮らせるまちづくり」の中で、現行の仕組みを活かしながら新たに示す方向で検討していく。（包括的な相談支援、包括的なサービス提供体制 など）

VI 新たに盛り込む内容について 一国の考え方より一

1. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）（必須）

○国では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を掲げており、社会福祉法の改正内容を反映した市町村地域福祉計画の策定が求められている。既に、市町村介護保険事業計画(平成 29 年度策定予定)の策定指針にも、この考え方が組み込まれたほか、障害福祉計画策定指針では、「精神障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築」について示されている。先行して個別計画の中で「包括的」という考え方が示されてきたが、根幹となる地域福祉計画においても、国の通知等に基づき、これらを総体とする「我が事・丸ごと」の理念を考慮した策定が必要である。(例：包括的相談支援など)

※「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進：「我が事」＝隣近所のことを「我が事」として捉え、支え合いを行おうという考え方。「丸ごと」＝高齢者、児童、障がい者等の縦割りで相談や支援を行うのではなく、各部署や関係者が横断的に連携して対応を行うという考え方。

2. 生活困窮世帯の自立支援策（必須）

○近年は、生活保護や生活福祉資金貸付などの制度の対象とならない“制度の狭間”にある生活困窮世帯が増加・深刻化するなかで、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法を施行し、生活困窮者の把握や相談、就労支援など自立支援のサポート体制が敷かれた。地域福祉計画にも自立支援方策を盛り込むことが国から示されている。「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付）

○生活困窮世帯の自立支援に関する町の取り組みについて、すでに実施しているもの、今後実施が必要となるもの等を盛り込んでいく。

3. 子どもの貧困に関する対策（必須）

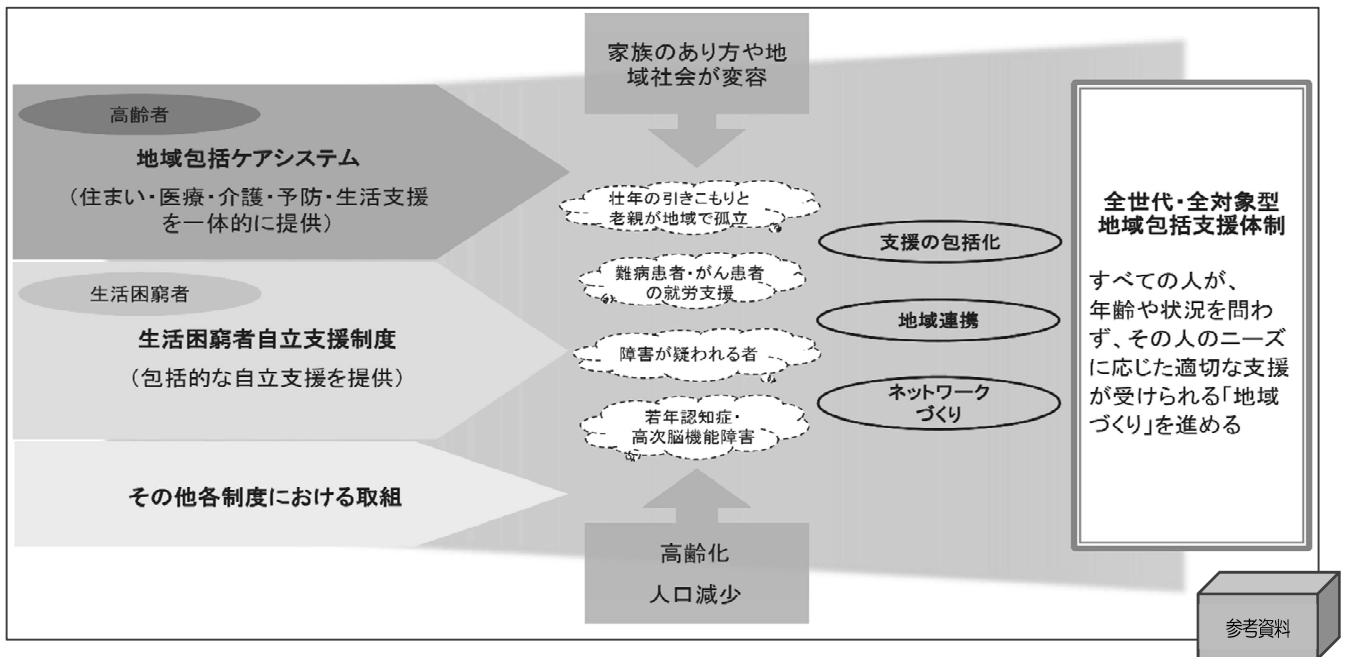
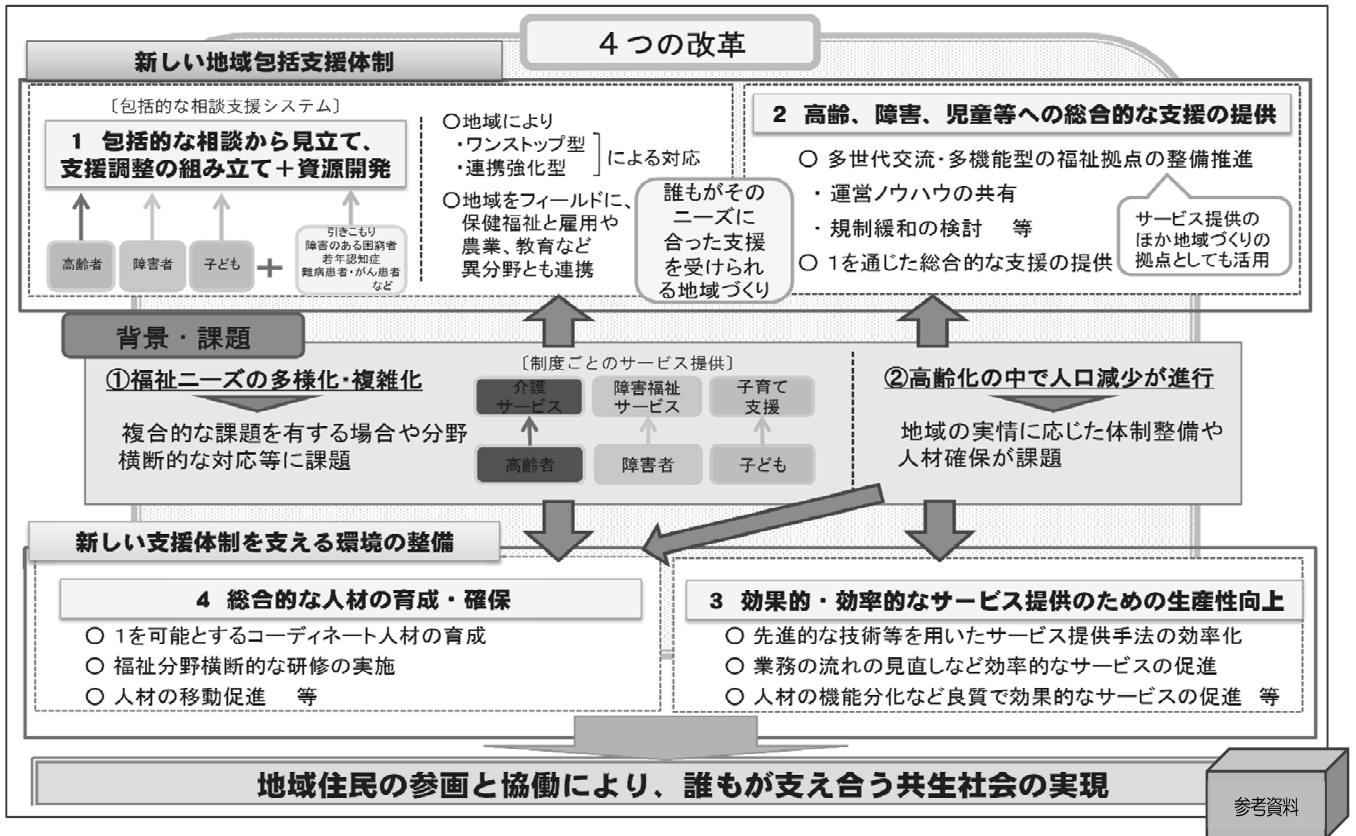
○沖縄県においては、生活困窮世帯の子どもは3割に上るなど、全国よりも高いことが報告されている。生活困窮家庭では、その子どももまた貧困に陥ってしまうことが少なくない。貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの貧困対策も計画で掲げていく必要がある。

4. 社会福祉法人の地域における公益的な取り組み促進（地域貢献）

○平成 28 年 3 月 31 日に改正社会福祉法が成立し、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域における公益的な取り組みが義務付けられた。社会福祉法人による貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援など)の促進及び社会福祉法人の連携等の支援などについて掲げ、地域の社会資源として地域福祉の一翼を担っていただけるように盛り込むことも必要と考える。

5. 子ども家庭総合支援拠点の設置【母子保健包括支援センター（子育て世代包括支援センター）含む】

- 平成30年5月に東京都目黒区で発生した5歳(当時)女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講じることとされ、これを受けて「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が決定した。
- 緊急総合対策において、児童虐待防止対策と生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援の緊密な連携について言及されたことを踏まえ、教育委員会や関係機関との連携の下、町としての方策を整える。



Ⅶ 地域福祉計画に盛り込むべき事項について ー策定ガイドラインよりー

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱えるものの就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係するものに対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱えるものへの横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安があるものへの金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ) 利用者の権利擁護
- オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進

4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援
- イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ) 地域福祉を推進する人材の養成

5. 包括的な支援体制の整備に関する事項

ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる
環境の整備

- ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援
- イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築

- ア) 支援関係機関によるチーム支援
- イ) 協働の中核を担う機能
- ウ) 支援に関する協議及び検討の場
- エ) 支援を必要とするものの早期把握
- カ) 地域住民等との連携

VIII 第2次計画での施策の削除項目案・重視項目案等について

1. 削除項目案

○第1次計画に掲げる施策項目の中には、総合計画や各種個別計画に掲げられているものも含まれている。地域福祉に関連する施策ではあるが、個別具体的に示されている計画がある場合、その施策項目は第2次計画より削除する方向で進めている。

○国の策定ガイドラインにも以下のように示されている。

※市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○また、バリアフリー等、法制度で実施が義務付けられているもの、交通安全運動のように毎年全国運動として取り組まれているものについても削除する方向で進めている。

2. 重視項目案

○町の現状や課題、第1次計画での取組状況等を踏まえ、第2次計画では重視する項目として掲げ、内容を深掘りする。

○既存の取り組みの拡充、新規事業展開、取り組みの中で把握されている新たな課題への対応策などを盛り込んでいく。

3. 項目の統合案

○第1次計画の施策体系の中で、内容が重なっていると見られる部分を統合する。

○基本目標1の「(1) 豊かなコミュニティの基盤づくり」と「(2) 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進」の2項目は、地域づくりや地域活動の活性化について示されており、コミュニティづくりと支え合いのまちづくりを一体的に示したい。

4. 計画の点検・評価しやすさの重視

○第1次計画の各施策は、一項目の中に複数の事業・施策が盛り込まれていたり、推進内容が大枠で示されているためにどの事業で評価すべきかがわかりにくい項目が見られた。

○第2次計画の施策検討にあたっては、内容は概ね第1次計画を継承するものの、項目立てを再編し、具体的に事業等につながるように配慮した。